

別紙 1 業務範囲区分表

			○:受注者	●:発注者
大項目	中項目	小項目	令和12年度 令和13年度	令和14年度 ～令和22年度
維持 管理 業務	運転操作監視業務	監視室における運転操作、監視、記録等の業務	○	○
		現場における運転操作、監視、記録等の業務	○	○
		管理日報、運転日誌等の作成、計器値の記録・故障報告等の業務	○	○
		監視室内の整理、清掃等の作業	○	○
		夜間・休日巡回業務(年末年始を含む)	○	○
		その他、運転操作、監視に必要な業務	○	○
	保守点検業務	日常巡視	○	○
		日常点検	○	○
		定期点検	○	○
		臨時点検	○	○
		定期自主点検	○	○
		施設の故障履歴及び補修履歴の記録(AMDB、機器台帳等含む)	○	○
	汚泥等分析・環境分析業務		○	○
	事務業務	法定点検外業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務	○	○
		物品調達業務の報告に関連した事務的業務	○	○
		施設管理業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務	○	○
		点検整備・補修業務の報告に関連した事務的業務	○	○
		発注者が行う法的届出書・報告書提出に必要な資料作成に関する業務	○	○
		発注者が行う予算管理事務への協力	○	○
		国や地方公共団体等からの調査、報告等への協力	○	○
		その他、維持管理業務遂行に必要な事務的業務	○	○
	その他の業務	見学時対応	○	○
		脱水ケーキ(受入又は搬出)	○	○
		しき、沈砂等の受け渡し	○	○
		焼却灰等の運搬・処分	○※1	○※1
		場内事業用地の単純清掃業務	○	○
		保守点検等に係る必要な個所の簡易な除草等	○	○
		業務対象施設のゴミ清掃	○	○
		側溝(人力で開放できない箇所を除く)及びピット等の清掃	○	○
		稼働施設周辺、管廊、建物内、倉庫の整理、清掃	○	○
		貸与居室の日常の整理、清掃	○	○
	その他の技術業務	産業廃棄物管理票の受付事務	○	○
		機械設備点検整備業務の計画、調達、確認、支払、報告等に係る業務	○	○
		電気設備点検整備業務の計画、調達、確認、支払、報告等に係る業務	○	○
		ユーティリティ調達業務の計画、調達、支払、報告等に係る業務	○	○
		補修業務(部品調達等含む)の計画、実施、確認、支払、報告等に係る業務	○	○
		上記を履行するうえで必要な予算管理など付随する業務	○	○
更新 業務	保全管理業務 (汚泥処理施設)	クレーン設備保守点検業務(必要な場合)	○	○
		地下タンク設備点検業務	○	○
		特定建築物定期点検業務	○	○
		貯水槽設備保守点検業務	○	○
		エレベーター保守点検業務	○	○
		脱臭用吸着剤取替業務	○	○
		消防設備点検業務	○	○
		特定フロン点検業務	○	○
		清掃業務	○	○
		除草業務	○	○
		機械設備点検整備業務	○※2	○※2
		電気設備点検整備業務	○※2	○※2
	ユーティリティ等 の調達管理業務 (汚泥処理施設)	ユーティリティ(変動費対象)	○※3	○※3
		機器類の定期交換部品(Vベルト等)	○	○
		汚泥等分析試験に必要な試薬、消耗品、汚泥等分析機器等に必要な交換部品等	○	○
		運転操作に必要な消耗品等(チャート紙、トナーカートリッジ等)	○	○
		潤滑油類(交換用のオイル・グリースなど)	○	○
		ユーティリティに含まない薬品類	○	○
		場内除草に必要な消耗品・薬剤等	○	○
		建築設備に係る電気、監視及び計装機器に必要な交換部品等	○	○
		運転管理に必要な消耗品類等(珪砂、耐圧ホース等)	○	○
		潤滑油類(補充用のオイル・グリースなど)	○	○
		燃料(作業用、車両用)	○	○
		塗料(軽微な部分補修用)	○	○
	器具、及び消耗品等 (固定費対象)	報告記録用紙	○	○
		一般汎用什器、備品(損料・リース料)及び消耗品	○	○
		フォークリフト、ダンプ、トラック(クレーン装置付)	○	○
		安全管理器具類	○	○
	補修業務 (汚泥処理施設)	土木、建築(1件当たり消費税込みで250万円以下の業務)	○	○
		土木、建築(1件当たり消費税込みで250万円を超える業務)	●	●
	機械・電気設備、建築設備(金額の制限なし)		○	○
更新 業務	設計	事前調査業務(必要に応じて)	○	○
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○※4	○
		基本・詳細設計業務	○	○
	建設	機械工事	○	○
		電気工事	○	○
		土木・建築工事	○	○
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○	○
		試運転性能試験	○	○

- ※1 焼却灰等の場外運搬処分は、フェニックスへ搬送とする。焼却炉の点検整備期間中の脱水汚泥は、今池水みらいセンターへ搬送とする。(上限日数有り)
- ※2 期間中に建設・引き渡した設備に加え、期間中に継続して使用する既存設備も業務対象範囲とする。
- ※3 期間中に継続して使用する既存設備も業務対象範囲とする。
- ※4 発注者による申請・届出しか受け付けられないものは除く。
- ※5 事業者提案により必要となる法定点検を含む。

別紙2 リスク分担表

リスク分担表(案)(1)

リスクの種類			リスクの内容		負担者	
					発注者	受注者
共通	公募手続リスク		入札説明書及び付属書類の誤り、手続きに関するリスク		○	
	契約締結リスク		受注者の帰責事由によりこの契約が締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合			○
			上記以外の事由により、この契約が締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合	○		
	応募費用リスク		応募費用に関するもの			○
	住民対応リスク		受注者の実施する業務の不備等受注者の帰責事由による地域住民の要望、訴訟等に関するもの			○
			上記以外の事由による地域住民の要望、訴訟等に関するもの	○		
	環境問題リスク		受注者の実施する業務の不備等受注者の帰責事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの			○
			上記以外の事由による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの	○		
	第三者賠償リスク		受注者の実施する業務の不備等受注者の帰責事由により、第三者に及ぼした損害によるもの			○
			上記以外の事由により、第三者に及ぼした損害によるもの	○		
	制度関連リスク	法令変更リスク	本事業の設計建設・運転管理ほか業務に係わる法令の変更・新設に関するリスク		○	
			上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク			○
		税制変更リスク	消費税に関する変更又は受注者に課される税金の内、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更リスク		○	
			本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、受注者の費用増加が明らかで、受注者による増加抑制が不可能なもの		○	
			受注者に課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更			○
		許認可遅延リスク	発注者の責による許認可取得の遅延によるもの		○	
			建築確認等本事業で実施する調整や資料作成の遅延によるもの			○
			建設や運転管理にあたって、受注者が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加			○
		国の交付金リスク	受注者の帰責事由により想定されていた交付金が交付されない場合（返納の場合も含む）のリスク			○
			上記以外の事由により想定されていた交付金が交付されない場合（返納の場合も含む）のリスク	○		

リスク分担表(案)(2)

リスクの種類			リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
共通	経済リスク	物価変動	設計建設期間中の物価変動	○ ※1	○ ※1
			維持管理業務期間中の物価変動	○ ※1	○ ※1
	債務不履行リスク	本事業の中止・延期	受注者の帰責事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。		○
			上記以外の事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
		構成企業等に関するリスク	受注者の構成企業の業態悪化等の受注者側の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
	下請業者管理リスク		受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
設計段階	計画・設計リスク	測量・調査リスク	発注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
			受注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
		設計リスク	発注者が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○	
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○
		設計変更リスク	発注者の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等	○	
			受注者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等		○
	用地リスク	用地の瑕疵リスク	業務用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計画・設計変更又は受注者の費用増加等	○	
		地盤・地質リスク	発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
	不可抗力リスク（設計段階）		成果物の引渡し前に、天災等※5（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害リスク。	○ ※2	△

リスク分担表(案)(3)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
建設段階	着工遅延リスク	受注者の帰責事由による着工遅延リスク		○
		上記以外の事由による着工遅延リスク	○	
	工事費の増減リスク	受注者の帰責事由による工事費の増加		○
		発注者の指示や変更等、上記以外の事由による工事費の増加	○	
	完工遅延リスク	受注者の帰責事由により、事業契約に規定される期日までに完工しない場合		○
		発注者の指示や変更等、上記以外の事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合	○	
	要求水準未達等リスク	受注者の帰責事由により、対象施設が要求水準書や事業契約書等に規定される性能を満たさない場合に関するもの		○
		上記以外の事由により、対象施設が要求水準書や事業契約書等に規定される性能を満たさない場合に関するもの	○	
	工事監理リスク	建築基準法に係る工事監理に関するもの		○
		工事現場管理に関するもの		○
	契約不適合責任リスク	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○
		本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの（不法行為責任の対象となる契約不適合を除く）	○	
	不可抗力リスク（建設段階）	工事目的物の引渡し前に、天災等※5（設計図書で基準を定めたもの）にあっては、当該基準を超えるものに限り、）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害リスク。	○ ※2	△
維持管理段階	汚泥量の変動リスク	要求水準書に示す条件外の汚泥量の変動に伴う変動費の増加	○	
		要求水準書に示す条件内の汚泥量の変動に伴う変動費の増加		○
	汚泥性状の変動リスク	要求水準書に示す条件外の汚泥性状の変化に伴う経費の増加	○	
		要求水準書に示す条件内の汚泥性状の変化に伴う経費の増加		○
	施設に係る補修工事リスク	維持管理の不備等、受注者の帰責事由により必要となる設備の補修工事		○

リスク分担表(案)(4)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
維持管理段階	施設の老朽化リスク	施設が健全に機能するために必要な維持管理	※3	○
	施設損傷リスク	本事業の対象施設の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理等を行わなかったことにより損傷した場合		○
		発注者の帰責事由により本事業の対象施設が損傷した場合	○	
		発注者、受注者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本事業の対象施設が損傷した場合	○ ※4	△
	施設改修等リスク	発注者の帰責事由により、本事業の対象施設の改修等が必要となった場合	○	
		要求水準の未達等、受注者の帰責事由により本事業の対象施設の改修が必要となった場合		○
	運転管理費増大リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		発注者の帰責事由以外の要因により、受注者の運転管理費用が増大するリスク		○
	要求水準未達等リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		受注者の行う維持管理の業務の内容が要求水準を満たさない場合に関するもの		○
	業務内容変更リスク	発注者の指示等による維持管理業務の変更に関するもの	○	
	契約不適合責任リスク	本事業における維持管理業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○
		本事業における維持管理業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの(不法行為責任の対象となる契約不適合を除く)	○	
	不可抗力リスク (維持管理段階)	業務期間中に、天災等※5(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する施設の損害リスクや業務の変更・中止リスク。	○	
終了時	施設の性能リスク	業務期間終了時において、要求水準に示す本事業の対象施設の性能の保持		○
	引継ぎリスク	業務期間終了時における本事業の対象施設の引継ぎに関するもの		○
	終了手続リスク	業務期間終了時の手続きに関する諸費用のうち、発注者で負担すべきもの	○	
		上記以外の業務期間終了時の手続きに関する諸費用の発生に関するリスク		○

【凡例】 ○:全ての負担若しくは主となる負担者、△:一部負担

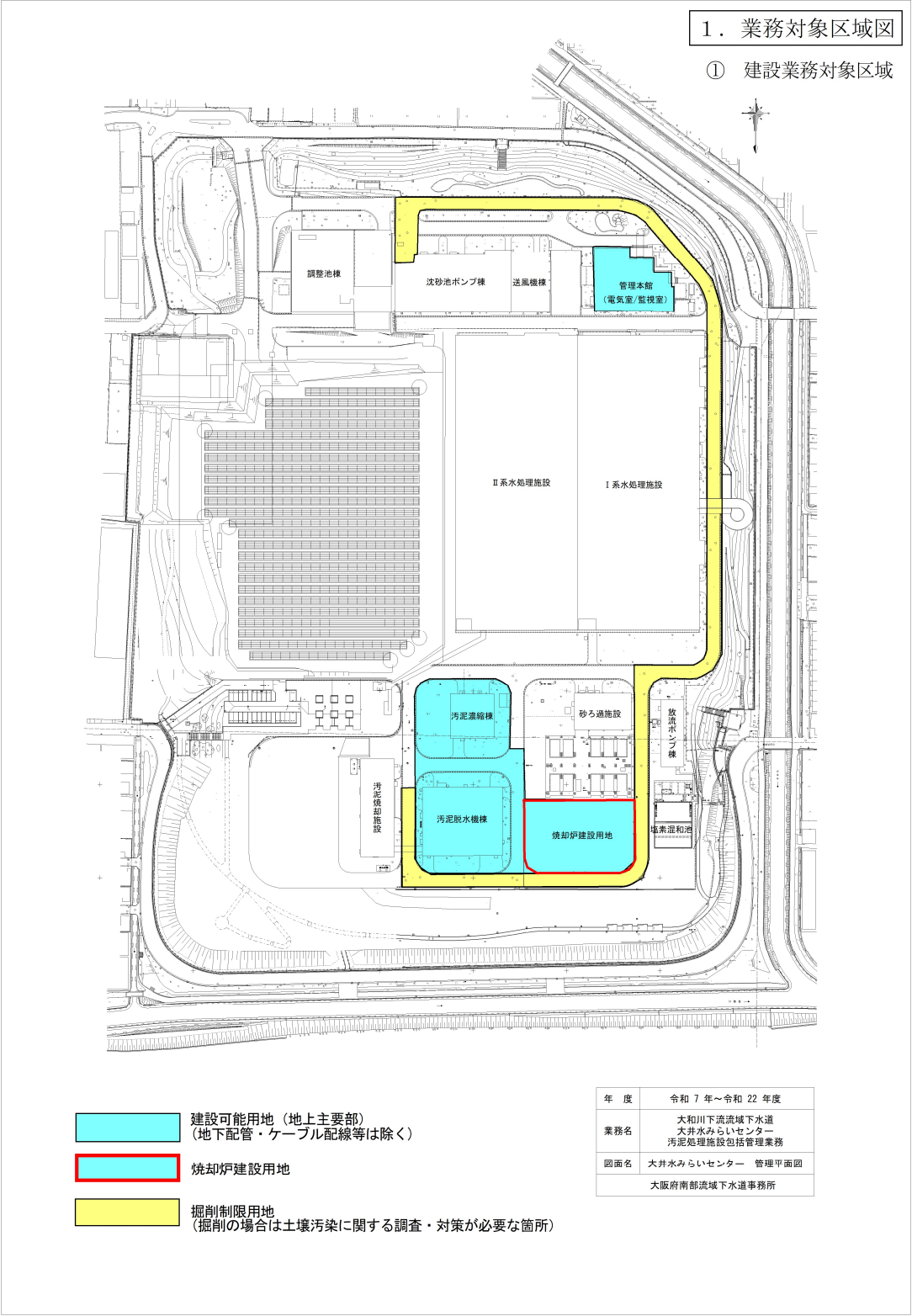
※1 変動が一定の割合までは受注者が負担する。一定の割合を超えた場合は発注者の負担とする。

※2 原則発注者の負担とするが、一定の割合までは受注者が負担する。

※3 補修では対応できず更新せざるを得ないことを、データ等客観的な資料により受注者が証明し、発注者が

認めた場合に限り、発注者が更新を行う。

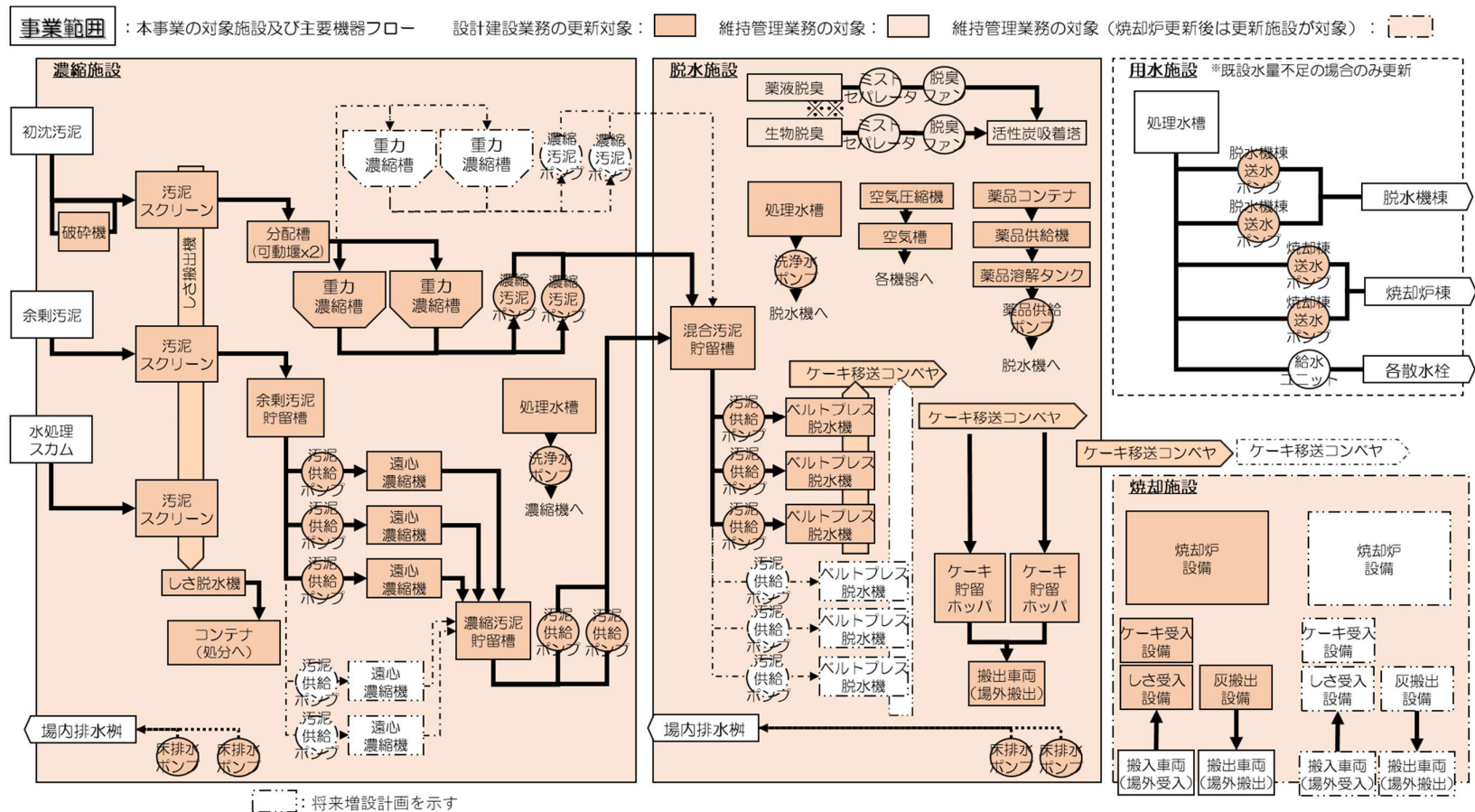
- ※4 第三者による事故等の場合は、受注者の管理義務等の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは受注者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは発注者のリスク分担とする。
- ※5 天災等とは地震、洪水、戦争、テロリズム、疫病、その他通常の予想をこえた自然的もしくは人為的な事象であって、発注者と受注者のいずれの責にも帰することが出来ないものが想定されるが、不可抗力に該当するかどうかについては協議により決定するものとする。



※受配電設備・用水排水設備・配管・ケーブル等用地外に設置が必要な設備は除く

別紙4 システムの基本フロー

対象施設におけるシステムの基本フローを以下に示す。主要機器等については要求水準書に示す。



- ※ 事業者提案する施設において既設設備では能力が不足する場合は、事業者の責任において必要な措置を施すこと。ただし、維持管理業務の対象外とする。
- ※※ 薬液脱臭設備は更新・維持管理の対象とせず、ただし、巡視の対象とする。巡視により、設備の状況が事業範囲に影響を及ぼす恐れを確認した場合には、速やかに発注者に報告すること。

別紙5 要求水準未達の場合の措置

1 設計建設業務に係る要求水準未達時の是正措置

(1) 注意

発注者は、この契約、入札説明書等、受注者提案及び受注者より提出された計画書等に従って設計又は建設がなされていないと判断した場合、若しくは、発注者の定める報告等の取り決めに従わない場合、受注者に対して書面により注意することができる。

受注者は、発注者からの注意を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について発注者と協議を行うとともに、是正対策、是正期限、再発防止策等を記載した業務是正計画書を発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。

発注者は、受注者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時の中間確認を行い、業務是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認するものとする。

(2) 是正指示

発注者による是正確認の結果、業務是正計画書に沿った期間・内容での是正が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者には正指示を行うとともに、再度、是正期限の設定、業務是正計画書の提出請求、協議及び承諾並びに随時の中間確認による是正確認の措置を行う。

(3) 契約金額の減額、損害賠償の請求

上述の(1)、(2)の発注者による注意、是正指示及び受注者による業務是正を行う過程で、発注者が再度の施工が困難あるいは合理的でないとした場合は、発注者は、受注者に対して契約金額の減額、損害賠償等の請求を行うことができる。

(4) 契約解除

発注者は、(2)の是正指示によっても定めた是正期限までに業務是正計画書に沿った期間・内容での是正が見込まれない場合は、契約を解除することができる。

2 維持管理業務に係る要求水準未達時の是正措置

(1) 注意

発注者は、受注者による業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、若しくは、報告等の取り決めに従わない場合は、受注者に対して書面により注意することができる。受注者は、発注者からの注意を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について発注者と協議を行うとともに、是正対策、是正期限、再発防止策等を記載した業務是正計画書を発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。

発注者は、受注者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、業務是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認するものとする。

(2) 是正指示

発注者による是正確認の結果、業務是正計画書に沿った期間・内容での是正が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者には正指示を行うとともに、再度、是正期限の設定、業務是正計画書の提出請求、協議及び承諾並びに是正確認の措置を行う。

(3) 契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 の支払停止及び再度の是正指示

発注者による是正確認の結果、定めた是正期限までに業務是正計画書に沿った期間・内容での是正が認められないと発注者が判断した場合、受注者に対する契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 の支払いを停止することができる。

なお、発注者は、支払停止となる事由が解消された場合には、支払い時期を変更し、受注者に対して契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 を支払うものとする。

また、発注者は、再度の是正期限を定め、(2)に従った再度の是正指示を行う。

(4) 契約の解除等

発注者は(3)の再度の是正指示の手続を取った後、定めた再度の是正期限までに是正効果が認められないと判断した場合、発注者がこの契約の継続を希望しない時には、この契約を解除することができる。

3 維持管理業務に係る契約金額の減額等の措置

(1) 契約金額の減額措置

契約金額については、業務実施の状況により下表に示す減額等の措置を行うものとする。

	減額等の事由	措置	該当期間
ケース 1	大気汚染防止法に係る基準未達成の場合	以下の 1) に従い減額	維持管理業務期間 (全期間)
ケース 2	業務期間終了時の施設健全度の確保が不十分な場合	以下の 2) に従い減額	維持管理業務期間 (最終年度のみ)
ケース 3	その他要求水準未達成の場合 (ケース 1、2 を除く)	以下の 3) に従い減額・支払	維持管理業務期間 (全期間)

1) 大気汚染防止法に係る基準未達成の場合の措置（ケース 1）

維持管理業務期間において、運転管理中に排ガスの数値が大気汚染防止法に係る基準値を超過した場合、発注者は、基準未達成の回数について、下式のとおりに契約金額を減額するものとする。ただし、当該状態の発生について受注者の責によらないと発注者が認めた場合はこの限りでないものとする。

$$\text{減額金額} = \left(\begin{array}{c} \text{当該年度の} \\ \text{契約金額} \\ \text{B-1 (固定費)} \\ \text{C-1 (固定費)} \end{array} \right) \times \frac{\text{ケース 1 の状態の発生回数 (※1)}}{365 \text{ 日 (※2)}}$$

※1：排ガス測定値が大気汚染防止法に係る法定基準値を超過した日を「1 回」とする。
 ※2：うるう年にあたる年度については 366 日とする。

2) 業務期間終了時の施設健全度の確保が不十分な場合（ケース 2）

維持管理業務期間において、業務期間終了時に全ての対象施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、かつ著しい損傷がない状態を確保するための取り組みが不十分であったことが確認された場合、発注者は、以下のとおり処置を請求し、又は契約金額を減額するものとする。

①最終年度の点検整備・補修計画書に定めた業務内容を履行しなかった場合

発注者と受注者の協議により決定した最終年度の点検整備・補修計画書に定めた業務内容について、発注者の承諾なく 12 月末までに実施しなかった場合、未実施業務に係る契約金額全額について、発注者の積算に基づき契約金額から減額を行うものとする。

②業務期間終了時の施設健全度が要求水準を下回っていた場合

業務最終年度に実施される施設の健全度診断の結果、業務終了時の施設健全度が要求水準を下回る場合、受注者は、発注者が健全度を回復するために実施する補修業務等について、発注者の積算に基づき契約金額から減額を行うものとする。

なお、上記①及び②の両方に該当した場合、SPC とその構成員に対し、大阪府流域下水道事業における官民連携事業において、入札参加停止措置を行い、公表する。

3) その他要求水準未達成の場合の措置（ケース 3）

発注者は、ケース 1、ケース 2 を除く、維持管理業務の内容について、要求水準の未達成（業務の一部不履行含む）が確認された場合、以下の方法により契約金額の減額を行うとともに、遅滞料及び賠償金の請求を行うものとする。ただし、要求水準の未達状況の発生が、受注者の責によらないと発注者が認めた場合は、この限りでない。

ア ケース 1、ケース 2 を除く要求水準の未達成があった場合、発注者は、要求水準未達成の期間について、下式のとおりに契約金額を減額するものとする。

$$\text{減額金額} = \left(\begin{array}{c} \text{当該年度の} \\ \text{契約金額} \\ \text{B-1(固定費)} \\ \text{C-1(固定費)} \end{array} \right) \times 0.03 \times \frac{\text{ケース 3 の状態の延べ発生日数 (※1)}}{365 \text{ 日 (※2)}}$$

※1：何らかの要求水準未達が発生した日数。複数の未達が同一日に発生した場合は「1 日」とする。
※2：うるう年にあたる年度については 366 日とする。

イ 業務の不履行があった場合、発注者は、当該不履行業務について受注者に履行させるとともに、当該不履行業務に係る契約金額相当分について、不履行判明日から履行日までを不履行期間とし、不履行期間の延べ日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として支払わせるものとする。

ウ イについて、当該不履行業務を発注者の判断により未実施とした場合は、当該不履行業務に係る契約金額相当分について、発注者の積算に基づき翌月の契約金額から減額を行うものとする。

(2) 契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 の返還

① 虚偽の記載等

契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 は、支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、発注者への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 が減額される状態であった場合、受注者は、減額されるべき契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、年 3 パーセントの割合で計算した額の違約金を付するものとする。

② 虚偽の記載等に伴う契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 の返還方法

受注者は、上述の①に示す虚偽の記載等に伴う契約金額 B-1～B-5、C-1～C-5 の減額を、翌月の契約金額と相殺するか（翌月の契約金額との相殺額で不足する場合は、翌々月以降の契約金額と相殺する）、既に受け取った契約金額を返還するかについて、選択することができる。

4 技術提案内容不履行時の措置

技術提案内容の不履行が確認された場合は、発注者はその内容に応じて受注者に対して補償を求めるものとする。

以 上